



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月22日（金） 第10136号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○鳥獣保護区設定の告示の一部改正（自然環境課）	2
○同	2
○同	2
○同	3
○同	3
○第二種区画漁業内水面漁場計画の内容等（蚕糸園芸課）	4
○道路の供用開始（道路管理課）	5
<b>公 告</b>	
○林業種苗生産事業者の登録（林政課）	5
○林業種苗生産事業者の変更届出（同）	6
○土地改良区連合役員の就任の届出（農村整備課）	6
○道路の指定（建築課）	6
<b>教育委員会規則</b>	
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	8
<b>人事委員会規則</b>	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	9
○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則	9

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第250号

鳥獣保護区設定の告示（昭和33年群馬県告示第426号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

表少林山鳥獣保護区の項中「興亜炭鉱跡に通ずる自動車道との交点に至り、これから同道を南に進み観音山鳥獣保護区との境界線」を「観音山鳥獣保護区との境界線（薬師橋）」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改める。

## ◎群馬県告示第251号

鳥獣保護区設定の告示（昭和39年群馬県告示第494号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

表秋畑鳥獣保護区の項中「宝積寺入口（県道富岡神流線の大字轟地内の延慶橋を渡り神流町方向に約30メートルの地点）を起点とし、これから宝積寺前を通り水越林道」を「県道富岡神流線と林道大平線の交点（宝積寺入口）を起点とし、これから同林道を南に進み林道水越線との交点に至り、これから同林道」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に、「野生鳥獣の生息環境の保全と保護増殖を図るため」を「森林に生息する鳥獣の保護を図るため」に改め、同表鼻曲山鳥獣保護区の項中「1,654メートル」を「1,655メートル」に、「大峯山に」を「大峯に」に、「大峯山山頂」を「大峯山山頂」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改め、同表敷島鳥獣保護区の項中「前橋市敷島公園」を「前橋市の敷島公園」に、「市道00-010号線」を「市道00-165号線」に、「市道00-005号線」を「市道03-734号線」に、「市道00-014号線」を「市道03-317号線」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改め、同表赤谷湖鳥獣保護区の項中「平成36年10月31日」を「令和6年10月31日」に改め、同表吾妻山南面鳥獣保護区の項中「市道1-28号線」を「市道1-37号線」に、「市道2-80号線」を「市道2-37号線」に、「県道桐生田沼線との交点に至り、これから同県道」を「主要地方道桐生田沼線との交点に至り、これから同主要地方道」に、「平成16年10月15日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和25年10月31日」に改める。

## ◎群馬県告示第252号

鳥獣保護区設定の告示（昭和53年群馬県告示第693号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

表北沢鳥獣保護区の項中「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改める。

◎群馬県告示第253号

鳥獣保護区設定の告示（昭和58年群馬県告示第783号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

表伊香保鳥獣保護区の項中「群馬県憩の森境界線」を「県立森林公園憩の森境界線」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改め、同表草津鳥獣保護区の項中「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改め、同表碓氷湖鳥獣保護区の項中「南に」を「北に」に改め、「及び南東」、「これから同道を北及び東に進み国有林西毛森林計画区134林班の境界線との交点に至り」及び「国道18号との交点に至り、これから同国道を南東に進み」を削り、「平成25年11月1日から平成35年10月31日」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日」に改め、同表梅田鳥獣保護区の項を次のように改める。

梅田鳥獣保護区	桐生市の一部で、主要地方道桐生田沼線と県道上藤生大州線の交点を起点とし、これから同県道を北に進み市道40211号線との交点に至り、これから同市道を東及び南に進み主要地方道桐生田沼線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進み旧林道皆沢線との交点に至り、これから同旧林道皆沢線を西に進み桐生川ダム管理道との交点に至り、これから同管理道を西北西に進み市道40171号線との交点に至り、これから同市道を西に進み旧林道星落沢線に通じる道路との交点に至り、これから同道路を東に進み旧林道星落沢線との交点に至り、これから同旧林道星落沢線を北及び西に進み主要地方道桐生田沼線との交点に至り、これから同主要地方道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（80ヘクタール）	令和5年11月1日から令和25年10月31日まで	1 指定区分 集団渡来地 2 指定目的 集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため
---------	---	--------------------------	---

◎群馬県告示第254号

鳥獣保護区設定の告示（平成5年群馬県告示第740号）の一部を次のように改正し、令和5年11月1日から施行する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

表を次のように改める。

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
----	----	------	----------

みかば森林公園鳥獣保護区	藤岡市の一部で、群馬県森林計画図藤岡市78林班のうち、59小班、60小班、61-1小班、61-2小班、61-3小班、62-1小班及び62-2小班並びに82林班の区域（255ヘクタール）	令和5年1月1日から令和25年10月31日まで	1 指定区分 身近な鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の良好な生息地を確保し、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため
--------------	--	-------------------------	--

◎群馬県告示第255号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、第二種区画漁業内水面漁場計画を作成したので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 第二種区画漁業内水面漁場計画の内容

公示番号	漁業種類	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁場の位置及び区域		漁業の名称	漁業時期
区第1号	第二種区画漁業権	個別漁業権	前橋市上大屋町94	千貫沼	こい類養殖業	1月1日から12月31日まで
区第2号	同	同	前橋市大前田町189	久保替戸沼	同	同
区第3号	同	同	前橋市粕川町込皆戸86	入田沼	同	同
区第4号	同	同	前橋市粕川町上東田面167	伊勢の森下沼	同	同
区第5号	同	同	前橋市粕川町月田1371	吉沼	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第6号	同	同	伊勢崎市波志江町3096	波志江上沼	こい類養殖業	同
区第7号	同	同	伊勢崎市磯町350-1	磯沼	同	同
区第8号	同	同	伊勢崎市境下瀧名3115	下瀧名東沼	同	同
区第9号	同	同	高崎市箕郷町富岡341	鳴沢湖	わかさぎ養殖業	同
区第10号	同	同	藤岡市金井字牛秣469	鮎川貯水池	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第11号	同	同	吾妻郡中之条町大字入山字沼山4059-2ほ	野反湖	ます養殖業	同

			か			
区第12号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子4660	丸沼	ます養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第13号	同	同	利根郡片品村大字東小川字菅沼4657	菅沼	同	同
区第14号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子4661	大尻沼	ます養殖業	同

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により聴いた群馬県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び処理の結果

ア 意見の概要 原案に異議なし

イ 当該意見の処理の結果 当該意見を踏まえて第二種区画漁業内水面漁場計画の案のとおり第二種区画漁業内水面漁場計画を定めることとした。

(2) 漁場図 次のとおり

(3) その他参考となるべき事項 特になし

3 漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和6年1月1日

(2) 申請期間 令和5年10月1日から同年11月10日まで

「次のとおり」は、省略し、関係書類を群馬県農政部蚕糸園芸課及び各農業事務所農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字千葉西899番の1地先から同市岩鼻町字天神228番の3地先まで	令和5年9月25日 午前10時

■ 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行ったので、同法第16条の規定により公告する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一太

登録番号	氏名又は名称	住 所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地	登 録 年 月 日
78	吉田 秀太郎	渋川市横堀町654-1	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	住所と同じ	令和5年8月23日

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の記載事項について変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一太

	登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	事業所の名称及び所在地
変更前	403	小板橋 一正 群馬県安中市築瀬262-2	住所と同じ
変更後	403	株式会社関東培樹園 代表取締役 小板橋 一正 群馬県安中市築瀬262	同左

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一太

土地改良区連合名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川下流	理 事	新 任	村上実	館林市当郷町2065番地1

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字新井字雛子3119-2の一部、3123の一部	延長 17.15 幅員 4.00	群馬県指令前土第301-2号 令和5年9月1日

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十八号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

二七〇円
九二〇円
一一〇円
七七〇円
一、四二〇円
二、〇七〇円
三二〇円
九七〇円
一、六二〇円
二、二七〇円
二、九二〇円
一、一七〇円
一、八二〇円
二、四七〇円
三、一二〇円
三、七六〇円
二、〇一〇円

一一〇円
八六〇円
三〇円
六六〇円
一、三〇〇円
一、九三〇円
一六〇円
八〇〇円
一、四三〇円
二、〇七〇円
二、七〇〇円
九四〇円
一、五七〇円
二、二一〇円
二、八四〇円
三、四八〇円
一、七一〇円

二、六六〇円
三、三一〇円
三、九六〇円
四、六一〇円
二、八六〇円
三、五一〇円
四、一六〇円
四、八一〇円
五、四六〇円
三、七一〇円
四、三六〇円
五、〇一〇円
五、六六〇円
六、三一〇円
四、五六〇円
五、九六〇円
六、六一〇円
七、二六〇円
七、九〇〇円
七、二七〇円
七、九二〇円
八、五七〇円
九、二二〇円
一〇、八〇〇円
一〇、五五〇円
一一、二〇〇円
一一、八五〇円

を

二、三五〇円
二、九八〇円
三、六二〇円
四、二五〇円
二、四九〇円
三、一二〇円
三、七六〇円
四、三九〇円
五、〇三〇円
三、二六〇円
三、八九〇円
四、五三〇円
五、一六〇円
五、八〇〇円
四、〇三〇円
五、四二〇円
六、〇五〇円
六、六九〇円
七、三二〇円
六、六八〇円
七、三一〇円
七、九五〇円
八、五八〇円
一〇、一五〇円
九、八八〇円
一〇、五二〇円
一一、一五〇円

に、「二七一円」を「二六九

一三、二七〇円	一一、五六〇円
一三、九二〇円	一三、一九〇円
一三、六七〇円	一一、九二〇円
一四、三二〇円	一三、五六〇円
一五、六三〇円	一四、八五〇円
一六、二八〇円	一五、四九〇円
一六、九三〇円	一六、一二〇円
一六、六八〇円	一五、八六〇円
一七、九〇〇円	一七、〇六〇円
一八、五五〇円	一七、七〇〇円
一九、一九〇円	一八、三三〇円
一九、八四〇円	一八、九七〇円
二〇、〇九〇円	一九、二〇〇円
二〇、七四〇円	一九、八四〇円
二一、三九〇円	二〇、四七〇円
二二、〇四〇円	二一、一一〇円
二三、一二〇円	二二、一七〇円
二三、七七〇円	二二、八一〇円
二四、四二〇円	二三、四四〇円
二五、〇七〇円	二四、〇八〇円
二六、一一〇円	二五、一〇〇円
二六、七六〇円	二五、七三〇円
二七、四一〇円	二六、三七〇円
二八、〇六〇円	二七、〇〇〇円

円」に、「十三・〇」を「十三・二」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年九月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「首席少年警察補導員 上席少年警察補導員（上席課長補佐）」を「首席少年支援官 上席少年支援官（上席課長補佐）」に、「上席少年警察補導員 総括少年警察補導員」を「上席少年支援官 総括少年支援官」に改め、同部警察署の項中「首席少年警察補導員 上席少年警察補導員（上席補佐）」を「首席少年支援官 上席少年支援官（上席補佐）」に、「上席少年警察補導員 総括少年警察補導員」を「上席少年支援官 総括少年支援官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年九月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十三号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成二年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「少年警察補導員」を「少年支援官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---